

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者であつて、当該国の法令を執行する当局の法第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものに限る。）をいう。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四   インド共和国</p> <p>3   この告示において「指定外国清算機関」とは、次の各号に掲げる外国清算機関をいい、「指定外国通貨」とは、当該各号に掲げる外国清算機関の区分に応じ、当該各号に定める外国通貨をいう。</p> <p>一   コリアエクスチェンジ 韓国ウォン</p> <p>二   クリアリングコーポレーションオブインディア インド・ルピー</p> <p>  </p> <p>「4・5 略」</p> <p>(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者であつて、当該外国の法令を執行する当局の法第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものに限る。）をいう。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3   この告示において「指定外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、コリアエクスチェンジをいう。</p> <p>「4・5 同上」</p> <p>(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引)</p>

第二条 金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、取引の規模等に鑑み当該取引に基づく債務の不履行が生じた場合であっても当該取引の当事者である金融商品債務引受業対象業者（法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者をいう。以下この条において同じ。）の財務内容の健全性の確保に支障が生じないと認められるものとして第一号及び第三号に掲げるもの並びに内外の市場の状況に照らして金融商品債務引受業の対象取引（同項に規定する対象取引をいう。）から除かれる取引として指定することが決済の安定性の確保の観点から適当であると認められるものとして第二号に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 指定外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（指定外国通貨建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この号において「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが指

第二条 金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、取引の規模等に鑑み、当該取引に基づく債務の不履行が生じた場合であっても、当該取引の当事者である金融商品債務引受業対象業者（法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者をいう。以下この条において同じ。）の財務内容の健全性の確保に支障が生じないと認められるものとして第一号及び第三号に掲げるもの並びに対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている取引のうち、内外の市場の状況に照らして、金融商品債務引受業の対象取引（法第二条第二十八項に規定する対象取引をいう。）から除かれる取引として指定することが、決済の安定性の確保の観点から適当であると認められるものとして第二号に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 指定外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（韓国ウォン建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この号において「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが韓

<p>定外国通貨建てのものに限る。)</p>	<p>ウォン建てのものに限る。)</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	